

水質事故の原因となった船舶を強制撤去しました

平成22年5月27日、勢田川に係留されていた放置船舶の船尾が沈没し、燃料が流出する事故が発生しました。

河川管理者による事故対策として、オイルフェンスを設置し、翌日には強制撤去を実施しました。また、原因となった船舶の隣に係留されていた船舶についても沈没の恐れがあったため、合わせて強制撤去を実施しました。

水質事故発生現場



事故発生前の係留状況

③ オイルフェンスによる事故対策 (H22.5.27)



④ 強制的な撤去措置 (H22.5.28)



撤去した箇所に係留禁止の表示をしました



① 撤去警告書の掲示 (H21.10.15)



② 老朽化した放置船舶の船尾沈没により水質事故が発生(H22.5.27)



強制撤去により保管した物件の一覧は、三重河川国道事務所において閲覧できます。

撤去した物件は、伊勢市下野町の三重県港湾施設神社物揚場内で保管しています。

所有者の方は三重河川国道事務所まで申し出てください。

TEL059-229-2218

放置船舶の対策については、引き続き「勢田川等水面利用対策協議会」において検討していきます。

※所有者が判明したのものにつきましては、費用を負担いただいております。